消 火 器 早 見 表

能美防災株式会社

2022年4月1日現在の内容です。

防火対象物の別（令別表第一） □は特定防火対象物			消火器設置の必要な防火対象物（令第10条必要部分） 一般（延べ面積m²以上）	3階以上の階又は地階・無窓階	少量危険物	指定可燃物	設置単位面積（則第6条） 一般構造	主要構造部が耐火構造でかつ、内装制限をしたもの	少量危険物	指定可燃物	変圧器他電気設備	使用場所多量の火気
(1)	イ	劇場、映画館、演芸場、観覧場	全部		指定数量の1／5以上指定数量未満	危政令別表四で定める数量以上のもの	※1	※2	危政令別表三で定める数量で除した数 ※5	危政令別表四で定める数量の五〇倍で除した数 ※6	全部（床面積一〇〇m²以下ごとに1個以上設けること。）	鍛造場、ボイラー室、乾燥室など多量に火気を使用する場所 ※7
(1)	ロ	公会堂、集会場	150	50			※2	※3				
(2)	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブの類	全部				※1	※2				
(2)	ロ	遊技場、ダンスホール										
(2)	ハ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（（2）項ニ並びに（1）項イ、（4）項、（5）項イ及び（9）項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これに類するものとして総務省令で定めるもの										
(2)	ニ	カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの（例えばインターネットカフェ、テレクラ、個室ビデオ、マンガ喫茶等。）										
(3)	イ	待合、料理店の類	全部 ※2	50			※2	※3				
(3)	ロ	飲食店										
(4)		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場	150									
(5)	イ	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの	150									
(5)	ロ	寄宿舎、下宿、共同住宅										
(6)	イ※1	（1）病院で診療科名中に特定診療科名（内科、整形外科、リハビリテーション科その他規則第5条第4項で定める診療科名等）を有し、療養病床又は一般病床を有するもの	全部									
(6)	イ※1	（2）診療所で診療科名中に特定診療科名（内科、整形外科、リハビリテーション科その他規則第5条第4項で定める診療科名等）を有し、4人以上の患者を入院させる施設を有するもの										
(6)	イ※1	（3）病院（（1）以外）、有床診療所（（2）以外）、有床助産所										
(6)	イ※1	（4）無床診療所、無床助産所	150	50								
(6)	ロ※1	（1）老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム等	全部									
(6)	ロ※1	（2）救護施設										
(6)	ロ※1	（3）乳児院										
(6)	ロ※1	（4）障害児入所施設										
(6)	ロ※1	（5）障害者支援施設										
(6)	ハ※1	（1）老人デイサービスセンター、老人福祉センター等	150									
(6)	ハ※1	（2）更生施設										
(6)	ハ※1	（3）助産施設、保育所、児童養護施設等										
(6)	ハ※1	（4）児童発達支援センター等										
(6)	ハ※1	（5）身体障害者福祉センター、地域活動支援センター等										
(6)	ニ	幼稚園又は特別支援学校										
(7)		小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校の類	300	50			※3	※4				
(8)		図書館、博物館、美術館の類	300									
(9)	イ	蒸気浴場、熱気浴場の類	150				※2	※3				
(9)	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場										
(10)		車両の停車場、船舶又は航空機の発着場	300				※3	※4				
(11)		神社、寺院、教会の類	300									
(12)	イ	工場、作業場	150				※2	※3				
(12)	ロ	映画スタジオ、テレビスタジオ										
(13)	イ	自動車車庫、駐車場	150									
(13)	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫										
(14)		倉庫	150									
(15)		前各項に該当しない事業場（事務所、銀行、裁判所等）	300				※3	※4				
(16)	イ	特定用途を含む複合用途防火対象物					当該用途の基準による	当該用途の基準による				
(16)	ロ	イ以外の複合用途防火対象物										
(16)の2		地下街	全部				※1	※2				
(16)の3		準地下街	全部									
(17)		重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡、重要美術品として認定された建造物	全部									

※1：能力単位の数値の合計数≧ $\frac{\text{延べ面積または床面積}}{50\text{m}^2}$

※2：能力単位の数値の合計数≧ $\frac{\text{延べ面積または床面積}}{100\text{m}^2}$

※3：能力単位の数値の合計数≧ $\frac{\text{延べ面積または床面積}}{200\text{m}^2}$

※4：能力単位の数値の合計数≧ $\frac{\text{延べ面積または床面積}}{400\text{m}^2}$

※5：能力単位の数値の合計数≧ $\frac{\text{少量危険物の数量}}{\text{危険物（危政令別表三）の数量}}$

※6：能力単位の数値の合計数≧ $\frac{\text{指定可燃物の数量}}{\text{危険物（危政令別表四）の数量}\times 50}$

※7：能力単位の数値の合計数≧ $\frac{\text{当該場所の床面積}}{25\text{m}^2}$

(1) 令第10条…(16)の2、(16)の3項及び地階、又は無窓階に二酸化炭素及びハロゲン化物消火器の設置不可。
(2) 則第6条6…設置間隔は、1の消火器具に至る歩行距離が20m以下。
　則第6条3…少量危険物とは、危険物の指定数量（別表三）未満～1／5以上。
(3) 則第7条…大型消火器の基準、指定可燃物を危政令別表四で定める500倍以上は、大型消火器を歩行距離30m以下に設置。
(4) 則第8条…屋内消火栓・スプリンクラー等を設置した場合は、設置能力単位を2／3とすることができる。
(5) 則第9条…消火器は床面より1.5m以下、消火器の標識は見やすい所に設ける。
(6) 自治省消防庁・予防課長通達（消防予第238号・昭和44年10月20日）消火器の表示板…消火器の表示板は、80×240㎜とし、地は赤、文字は白
(7) 令第10条…別表第二において適応する消火器具を設けること。
※1. 防火対象物の詳細は消防法施行令別表第1を参照のこと。
※2. 火を使用する設備又は器具（防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものは除く）を設けたもの以外の3項は、延べ面積が150㎡以上のものに設置。

本表は、一般の防火対象物を示したものであります。従って、危険物の製造所（プラント等）・貯蔵所・移送取扱い所・給油取扱い所などは、含まれていませんので、ご注意願います。